別表第１の１の注15中「注６」を「注５」に改め、「又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間」を削り、同１の４の次に次のように加える。

４の２　福祉専門職員等連携加算　564単位

注　利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所（法第36条第１項に規定するサービス事業所をいう。第２の５の２において同じ。）、指定障害者支援施設等（法第34条第１項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士その他の国家資格を有する者（以下この４の２において「社会福祉士等」という。）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護等を行ったときは、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、３回を限度として、１回につき所定単位数を加算する。

別表第１の５の注中イからハまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第１の５の注に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第１の６中「４まで」を「４の２まで」に改める。

別表第２の１中「182単位」を「183単位」に、「272単位」を「273単位」に、「363単位」を「364単位」に、「454単位」を「455単位」に、「544単位」を「546単位」に、「634単位」を「636単位」に、「726単位」を「728単位」に、「811単位」を「813単位」に、「1,491単位」を「1,493単位」に、「2,166単位」を「2,168単位」に、「2,812単位」を「2,814単位」に、「3,494単位」を「3,496単位」に改め、同１の注５中「、注１」を「、注１の(1)」に、「第８」を「第８の１」に改め、同１の注６中「100分の7.5」を「100分の8.5」に改め、同１の注12中「注６」を「注５」に改め、「又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間」を削り、同２の５の次に次のように加える。

５の２　行動障害支援連携加算　584単位

注　利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シート及び支援手順書（第４の１の注２において「支援計画シート等」という。）を作成した者（以下この５の２において「作成者」という。）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護等を行ったときは、初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、１回を限度として、所定単位数を加算する。

別表第２の６の注中イからハまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第２の６の注に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第２の７の注中「５まで」を「５の２まで」に改める。

別表第３の１のイ中「255単位」を「256単位」に、「404単位」を「405単位」に、「587単位」を「589単位」に、「670単位」を「672単位」に、「753単位」を「755単位」に、「836単位」を「839単位」に、「919単位」を「922単位」に改め、同１のロ中「198単位」を「199単位」に、「277単位」を「278単位」に、「347単位」を「348単位」に改め、同１の注７に次のように加える。

(4)　特定事業所加算(Ⅳ)　所定単位数の100分の５に相当する単位数

別表第３の５の注中イからハまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から４までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から４までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第３の５の注に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第４の１中「252単位」を「253単位」に、「400単位」を「401単位」に、「582単位」を「584単位」に、「729単位」を「731単位」に、「876単位」を「879単位」に、「1,024単位」を「1,027単位」に、「1,171単位」を「1,175単位」に、「1,319単位」を「1,323単位」に、「1,467単位」を「1,472単位」に、「1,614単位」を「1,619単位」に、「1,761単位」を「1,767単位」に、「1,909単位」を「1,915単位」に、「2,056単位」を「2,063単位」に、「2,204単位」を「2,211単位」に、「2,352単位」を「2,360単位」に、「2,498単位」を「2,506単位」に改め、同１の注１中「行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等」を「居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等」に改め、同１の注２中「以下同じ。）」を「）及び支援計画シート等（以下「行動援護計画等」という。）」に改め、同注２の次に次のように加える。

２の２　指定行動援護等の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。ただし、平成30年３月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

別表第４の１の注３中ただし書を削り、同１の注６に次のように加える。

(4)　特定事業所加算(Ⅳ)　所定単位数の100分の５に相当する単位数

別表第４の１の注８中「行動援護計画」を「行動援護計画等」に改め、同注８に次のただし書を加える。

ただし、平成30年３月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

別表第４の２の注中「行動援護計画」を「行動援護計画等」に改め、同注に次のただし書を加える。

ただし、平成30年３月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

別表第４の４の次に次のように加える。

４の２　行動障害支援指導連携加算　273単位

注　支援計画シート等を作成した者（以下この４の２において「作成者」という。）が、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者と共同して行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行ったときは、指定重度訪問介護等に移行する日の属する月（翌月に移行をすることが確実に見込まれる場合であって、移行する日が翌月の初日等であるときにあっては、移行をする日が属する月の前月）につき１回を限度として、所定単位数を加算する。

別表第４の５の注中イからハまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の185に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第４の５の注に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第４の６の注中「４まで」を「４の２まで」に改める。